

地方事務所長、保健福祉事務所長及び建設事務所長の意見

◆ 概要

平成 27 年 12 月から平成 28 年 1 月にかけて、総務部長がすべての地方事務所、保健福祉事務所及び建設事務所を訪問し、組織上の課題や望ましい組織体制などについて、各所長と意見交換を実施。

◆ 主な意見(※アンダーラインは特に多かった意見)

※個別の意見については、下記の長野県庁ホームページにて公開

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gyokaku/shingikai/h27shingikai5.html>

I 三所の連携が必要な地域課題について

- 地方創生に係る地域で県・市町村が特に連携して取り組む広域的施策
- 危機管理対応（自然災害、新型インフルエンザ等感染症など）
- 産業・観光振興、移住交流
- 三所の中長期的な計画（観光、農業振興、景観・環境、道路整備など）の策定
- 地域包括ケア体制の構築、信州 ACE プロジェクト、少子高齢化対応、食育
- 基盤整備における各所の連携、防災・減災対策、安全で安心して暮らせる地域づくり・まちづくり、生活・産業・観光面等地域発展に寄与する交通網の整備

II 現在の所の組織上の課題について

- ① 地方事務所
 - 総合的機能を発揮するための人員不足（特に企画振興係、県民生活係）
- ② 保健福祉事務所
 - ・保健、医療、福祉、介護の包括的な企画調整機能強化のための人員不足（医療を中心としたより専門性の高い知識、見識が求められるが、それらを担う人材確保と育成の強化）
 - ・技術職の技術、知識の継承。
- ③ 建設事務所
 - ・慢性的な人員不足、通常業務に追われている状況で、市町村への支援等を含め、危機管理時（災害時）の対応をどうすべきか。
 - ・職員の育成（ベテラン職員から若手職員への技術の伝承、用地関係職員の育成）

III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

(1) A～C案について

① A案について

(メリット)

- ・三所の独立性が担保されている。責任の所在が明確。コンパクト。県民に分かりやすい。
- ・専門的・技術的な業務を迅速かつ適切に遂行することが可能。
- ・現行組織から大きな変化がなく、実施しやすい。

(デメリット)

- ・ 現行と変わらないので、課題に十分に対応できない。
- ・ 保健福祉事務所、建設事務所の担当者の兼務では地域全体を総合的に調整する機能が弱い。
- ・ 専門職の兼務について具体的な業務を割り当てないと、役割が不明確。

② B案について

(メリット)

- ・ 建設事務所、保健福祉事務所の専門性を担保しながら、地域全体を総合的に調整することが可能。

(デメリット)

- ・ 局長の「資料要求、助言、勧告の権限」は専門的・技術的な業務を迅速かつ適切に遂行すべき保健福祉事務所の独立性が担保されず、責任の所在が不明確。
- ・ 企画部門への保健師や土木職の専任配置は、それだけの業務量があるか。(専門職は欠員を生じており、所属は困っている)

③ C案について

(メリット)

- ・ 地域振興局長という広い視野で物事を見ることができる。
- ・ 組織としての一体感があり、庶務等共通事務の集約化が見込まれる。

(デメリット)

- ・ 組織が大きくなりすぎることによって屋上屋となり、効率的・迅速な意思決定、事務処理に支障を来たすおそれがある。危機管理対応で迅速に対応できるか。
- ・ 局長の負担が大きすぎてガバナンスが働かないのではないか。
- ・ 専門的・技術的な業務について、局長が判断できないのではないか。

(2) その他 (地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など)

① 企画部門の強化

- 企画調整部門の相当数の人員増が必要。
- 地域課題を的確に把握し、組織内で横の連携をとって課題解決につなげる人材を企画調整部門に配置することが必要。

② 予算、定数、権限

- 地方事務所の設置に関する条例上、地方事務所は「地域における県行政の総合的な調整を図る」ものとされているが、実際には総合調整を行うための権限、財源が付与されていない。
- 地域の課題に迅速かつ柔軟に対応できる予算が必要。
- 予算については、現地の裁量により柔軟に執行できるものとすべき。(地方事務所長総合調整推進費の増額、一定の予算枠の配分等)
- 地域課題解決のための特別枠の予算の確保
- 地域課題に対応するための定数や柔軟な人事権 (災害やその時々課題に対応するため、課間、係間における異動や兼務発令できる地方事務所長の権限)

③ 地域の重要課題に対応する特命担当の設置

- 地域の重要課題に対応する調整役の職員を設置すべき。
- 統括的な役割として、市町村長と意見の調整が可能な職員を配置することが必要。

④ 連携強化に向けた取組、会議等の設置

- 横断的な課題も必要に応じて情報提供・情報交換を行い、対応しているのが現状。通常業務において常に三所が連携して取組む業務は多くは想定されず、連携が必要な事案が生じた場合は、その都度、関係機関が連携し対応すれば足りるのではないか。

- 三所横断的な地域戦略会議等の連携会議を組織し、地域課題の解決に取り組む形を作る方が機能すると思われる。

- 全地方事務所において行政連絡協議会が設置されており、この現行の組織体制を活かし、必要に応じて開催頻度を多くして対応してはどうか。

- 行政連絡協議会の対象範囲を管内全現地機関に拡充し、その下部組織として企画振興課長（仮称）をリーダーとする実動部隊（ワーキングチーム）を組織し、喫緊の地域課題の解決に当たるなど、さらなる連携強化を図る。

- 地域の課題を解決するために、組織や権限を縦型に大きくするのではなく、変化に迅速に対応できる横型の組織の導入も検討したらどうか。（例：権限を付与されたプロジェクトチーム）

- 現在も、地方事務所が主体となりWGや幹事会を開催しているが、地方事務所長の横断的な組織設置の権限を明確にし、企画振興係を強化することにより、地域課題に取り組みると考える。

- 所長権限を規則等で明文化し、現地版の政策会議や移動知事室など三所の連携や市町村支援の仕組みを各地域が特性に応じて作ることから始めてはどうか。

⑤ その他

- 三所のみではなく、他の現地機関との連携についても考慮が必要。

IV 三所の組織体制に関連した検討事項

1 業務の集約や管轄区域について

(1) 業務の集約について

- 三所に共通する総務（庶務部門）や建設、農政、林務の3公共に共通する入札事務、庁舎や公用車等の財産管理の集約

- 税務について、小・中規模地方事務所の課税業務を4所に集約し、徴収収納部門だけを10所に残すことも考えられる。税務部門については切り離し、県税事務所等の設置による専門性、広域的統廃合を検討すべき。

- 本庁に業務を集約するという視点も必要（高度な知識が必要で年間取扱数件が少ない業務など）

(2) 建設事務所について

- 現場に、より近い場所に事務所があることは、きめ細やかな維持管理、災害時の初動体制、効果的な市町村支援、住民の利便性などから重要。
- 地方事務所に合わせた10所とすることは、情報共有、県民から見たわかりやすさの面からメリットがあるのではないか。
- 事務所の統廃合にあたっては、地域の特性や状況を踏まえ、市町村や住民の理解を充分に得て組織建てをする必要がある。

2 課や係等について

- 県民にとってわかりやすいように、本庁と連携した組織、名称であることが望ましい。
- 課、係の適正規模を考える視点は必要。
- 地方事務所環境課について
環境課は、地域保健法において保健所が行うとされている業務を所管する一方、自然環境、地球環境等に関する業務も担当していることから、保健所に移管した場合には後者の取扱いに支障をきたすことも十分に考えられるので、現状のままでよい。
- 地方事務所農政課、林務課、農地整備課について
業務内容・専門性が異なるため、現状のままでよい。
- 地方事務所建築課について
(建設事務所へ移管とする意見)
 - ・国、市町村ともに建設と建築部所は一体化。
 - ・市町村のまちづくりや開発行為に際し、土地利用、景観、屋外広告物条例、空き家対策等と建築基準法は一体的運用が必要。
 - ・地震や土砂災害など地域の防災・減災対策や、市町村のまちづくり支援という観点においては、都市計画法（土地利用）や土砂災害防止法、建築基準法も同様に一体的な運用が必要。
 - ・本庁の体系に合わせるほうが効果的。
(現状維持とする意見)
 - ・環境、景観、移住定住など行政事務の連携の観点から、現行（地方事務所）の方がよいのでは。
- 保健福祉事務所について
 - ・医療、介護の連携や地域包括ケアを推進しており、福祉部門と医療、健康部門が一体的に取り組む必要がある。また本庁でも健康福祉部で取り組んでおり、本庁と現地機関との連携という点からも、福祉部門は保健福祉事務所に置くべき。
 - ・保健所、保健福祉事務所、福祉事務所の使い分けは、以前に比べればようやく県民等に理解されるようになってきた。また組織改正を行うと、県民や関係者にさらに大きな混乱を生じさせるおそれがある。

V その他

① 組織の問題、地域の課題について

- 現在の組織で何が問題なのか、その問題点は組織を改正することで解決できるのかを
考えるべき。現行組織の問題点を具体的な事例に即して分析しないと、組織見直しの
議論が深まらない。
- 三所が主体となって解決に取り組む「地域の課題」とは具体的に何かを明確にすべき。
- 現地機関の組織改正よりも、本庁からの権限、予算、人員の移譲の方がより本質的で
効果が大きい。

② 望ましい組織について

- 地域課題への対応にあたっては、できるだけ単純な組織形態の方が、小回りが利く。
- 現地機関の組織はシンプルで県民にとって分かりやすく、行政サービスのレベルが現
状より低下しない組織とすべき。
- 頻繁な組織改正は住民や市町村等にとって好ましくない。
- 地域ごとに課題が異なるとすれば、全県一律の組織ではなく、その課題に応じた、そ
の地域独特の組織も有り得るのではないか。

③ 現地と本庁との関係について

- 本庁と現地機関の現状認識の共有、問題意識の共有があって、その上で課題解決に向
けて本庁と現地機関が一体となって取り組むことが大事。
- 課題解決については、現地機関の連携により現地機関だけで完結するものでなく、本
庁と現地の連携は当然として、本庁内の部局の連携が不可欠。

④ 職員の意識改革等について

- 主体的に地域課題解決のための取組を行うということを、職員自身が自覚する意識改
革も必要。組織を見直すよりも**職員の意識改革が大事**。
- 職員が、自ら他部署に調整に行く、あるいは、他部署からの調整を受け入れる心構え
を、職員全員が持つことが大事。
- 地域課題に取り組むには、職員の横断的な発想について気軽に意見交換ができる機会を
設ける体制が必要。
- 組織改正よりも重要なのは、部局横断的な柔軟な発想や新たな手法を身につけるため
の人材育成。他部局間、異業種間の人事交流をもっと積極的に進めるべき。

⑤ その他

- 全ての事務処理について、本庁と現地機関との役割や、集約の可能性について検討を
行い、ITを活用し仕事のやり方を変え、人員を生み出す作業を最初に行わないと、
具体的な組織の検討に進んでいくことができない。
- 市町村、広域連合、商工連、観光連盟などの他の組織との役割分担も整理しておかな
いと、効率的な事業推進は望めない。
- 木曽地域は、他の地域に比べて町村及び広域連合の企画力が弱いことから、現地機関
が担う小規模町村の支援が都市部よりも必要。